

令和7年度 技能検定職種の統廃合等に関する検討会報告書の概要

1 検討会の役割

毎年度、平均受検申請者数が一定の基準を下回った職種について、技能検定制度等に精通した有識者が「統廃合等の判断基準」に基づき、職種の統廃合等に係る方向性を検討し、提言するもの。

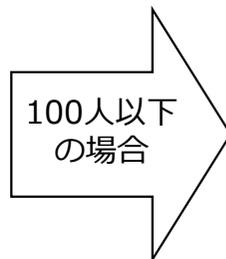
2 統廃合等の判断基準

前年度までの受検者数実績を基準に統廃合等の検討対象職種を選定し(第1次判断)、当該職種の社会的便益を検討・勘案し(第2次判断)、統廃合の可否について検討する。

● 検討対象職種の選定(第1次判断)

過去6年間の年間平均受検者数が100人以下。ただし、以下の場合は検討対象から除外。

- ・直近2年間の受検者数がいずれも100人超
- ・隔年又は3年ごとに実施するものは、それぞれ50人以上又は30人以上の場合



● 社会的便益の評価(第2次判断)

業界、受検者、雇用主、消費者のそれぞれにとっての社会的便益を勘案し、職種存続の適否を判断

➡ 検討会において第2次判断を行う

3 検討対象職種

令和7年度は、第1次判断基準に該当したのは、畳製作職種(毎年実施・基準値100人)及び義肢・装具製作職種(隔年実施・基準値50人)の2職種であり、第2次判断を検討会にて行った。なお、2職種ともに、検討対象となったのは初めてである。

職種	6年平均値	H30	R1	R2 ^{※1}	R3	R4	R5	R6
畳製作(畳製作作業)	86	117	113	6	111	82	56	39
義肢・装具製作	45	46	59	42	60	47	56	—
(義肢製作作業)	16	46	(1) ^{※2}	41	—	47	(2) ^{※2}	—
(装具製作作業)	29	31	58	(1) ^{※2}	60	—	54	—

※1 令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響があるため、6年平均値の計算からは除外している。

※2 括弧内の数字は、学科試験・実技試験ともに免除される者の人数であり、6年平均値の計算からは除外している。

令和7年度 技能検定職種の統廃合等に関する検討会報告書の概要

4 検討結果のポイント

	現状	関係業界団体による受検者拡大に向けた取り組み	結論
畳製作	畳製作職種については、6年間の平均受検申請者数が86人となり、第1次判断基準の100人を下回っている。	<ul style="list-style-type: none"> 現在作成中の畳製作技能の標準化等に関するテキストに基づき、カリキュラムの作成及び講師の育成を行い、幅広い事業者や受検対象者向けに、効果的に講習会を実施する。 (一財)ベターリビングが定める優良住宅部品認定基準※に、「技能士等による施工」等が明記された点をセミナー等の場で幅広く周知することで、受検勧奨につながる。 ※ 優良住宅部品認定基準とは、一般財団法人ベターリビング（以下「財団」という）が行う優良住宅部品（財団が認定する品質、性能、アフターサービス等に優れた住宅部品）の認定及び評価に関し、必要な事項を定めるものをいう。 若年者や女性等の新規参入促進のため、SNS等を活用した広報や、職業訓練校等との連携を強化する。 	<p>受検者拡大を図っていくことを条件に、都道府県方式による毎年実施の継続を認めることが適当である。</p> <p>ただし、令和8年度以降に実施される技能検定において年間受検申請者数が100人以下となった場合には、改めて隔年実施に実施頻度を落とすことについて本検討会に諮るものとする。</p>
義肢・装具製作	義肢・装具製作職種については隔年で実施しており、6年間の平均受検申請者数が45人と第1次判断基準の50人を下回っている。	<ul style="list-style-type: none"> 義肢装具士養成所との連携を強化し、養成所の卒業生及び各地域の製作技術者が確実に受検できる環境を整備する。 業界団体に所属していない事業者に対しても技能検定制度を周知し、受検者の掘り起こしを図る。 技能士資格取得者に対する処遇改善を事業者呼びかけるとともに、好事例の横展開を図り、受検意欲の向上につなげる。 技術進化に対応するため、実技試験問題の見直しに取り組む。 座学と実技で構成する1級受検者向け・2級受検者向けの対策セミナーを、それぞれ年2回開催する。 	<p>受検者拡大を図っていくことを条件に、都道府県方式による隔年実施の継続を認めることが適当である。</p> <p>ただし、令和9年度以降に実施される技能検定において年間受検申請者数が50人以下となった場合には、改めて実施頻度を落とすことについて本検討会に諮るものとする。</p> <p>なお、技能検定の実技試験の課題の適否については、関係業界団体と中央職業能力開発協会が協力し、検討することが望ましい。</p>